

令和7年2月14日

人 事 院 事 務 総 長

「育児休業等の運用について」の一部改正について（通知）

「育児休業等の運用について（平成4年1月17日職福一20）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第14 各省各庁の長等が講ずべき措置等関係 1・2 (略) 3 規則第32条第1項の「人事院が定める事項」は、次に掲げる事項とする。 (1)・(2) (略) (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第	第14 各省各庁の長等が講ずべき措置等関係 1・2 (略) 3 規則第32条第1項の「人事院が定める事項」は、次に掲げる事項とする。 (1)・(2) (略) (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第

<p>68条の2第1項に規定する 育児休業手当金、同法第68 条の3第1項に規定する育児 休業支援手当金その他これに 相当する給付に関する必要な 事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>68条の2第1項に規定する 育児休業手当金その他これに 相当する給付に関する必要な 事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>
---	---

以 上